

令和 3 年 6 月 10 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02480

研究課題名(和文) 中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究

研究課題名(英文) Comparative Study of Intergovernmental Power Change between Central and Subnational Governments

研究代表者

秋月 謙吾 (Akizuki, Kengo)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：60243002

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,400,000円

研究成果の概要(和文)：本プロジェクトの最終成果を秋月謙吾・城戸英樹(編)『政府間関係の多国間比較』(2021年、慈学社)として出版した。この出版成果では、各国の中間政府(基礎自治体の上に位置する広域政府)への権限移譲の現状について比較研究を実施し、中間政府が政府間関係で果たしている役割の一端を明らかにした。これによって、従来の研究では十分にはとらえられてこなかった中間政府への権限移譲が各国で進んでいることが分かった。また、残された課題としてこれらの権限移譲がどのような政策的帰結をもたらすのかについて分析を進める必要があることが示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究プロジェクトによって、各国の中間政府を巡る権限移譲の実態が明らかになった。これまでの研究では、中間政府に対する権限移譲には関心が十分に払われておらず、本プロジェクトの成果はその隙間を埋める貢献となる。具体的には、近年多くの国で中間レベルの政府に(行政的、財政的、政治的)権限移譲が行われているが示された。また、このような変化に関する知見は、今後日本における都道府県の役割の変化を考える手掛かりになりうる。

研究成果の概要(英文)：We have published a book titled "Seifukan Kankei no Takokukan Hikaku [Comparative Study of Intergovernmental Relations]" (2021 in Japanese from Jigakusha) as a result of our research project. In this book, we reveal changes of the role of intermediate level of governments between the central and municipalities. Most countries have implemented series of decentralization reforms including shifting the administrative, fiscal and political power to these intermediate governments. However, we need to develop our research to figure out how these decentralization reforms affect public policy implementation at intermediate level governments in the future research.

研究分野：行政学

キーワード：政府間関係 多国間比較 中間政府

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の目的は次の二点を明らかにすることであった。第一は、日本・ドイツでは地方分権改革が中央地方間の権力関係の変化に与えた影響は小さかったのに対し、イギリス・フランスは中程度、韓国・チリでは大きかったのはなぜなのか(問 1)。

第二は、中央政府の権力が異なるレベルの政府に移譲されたのはなぜなのか。すなわち、イギリス・フランス・カナダ・チリといった諸国では、基礎自治体ではなく広域自治体 (states, provinces, departments) への権力移譲が進んでいる一方、ドイツや韓国では基礎自治体の権限が強まっている。それはなぜなのか(問 2)。

1990年代以降、多くのアジア諸国と南米諸国、およびヨーロッパの国々において下位政府の権限を高めるために地方分権改革が進められ、世界的な潮流となっている。中央地方間の権力関係の変化を国際比較したほぼ唯一の先行研究は、ファレーティによる分析 (Falletti, Tulia G. 2010. *Decentralization and Subnational Politics in Latin America*, Cambridge University Press) である。彼女は地方分権を、政治的分権・財政的分権・行政的分権(後述)の三つに分けた上で、分権が行われる順序が中央地方間の権力関係の違いをもたらしたと主張している。南米4ヶ国の事例を丹念に追跡したファレーティは、中央地方間の権力関係の変化の程度は4ヶ国の中でコロンビアとブラジルが最も高く、メキシコは中間程度であるが、アルゼンチンは低いという。南米4ヶ国を対象にしたファレーティの順序理論(後述)は非常に説明力が高いが、研究対象が途上国の南米に限定されていることや、ヨーロッパの先進国では必ずしも三つの分権改革が短期間のうちにワンセットとして実現したわけではないという2点において弱点がある。

次に、中央権力の移譲対象に関しては、そもそも世界の地方制度改革の研究は分権化に焦点をあてるにせよ集権化に焦点をあてるにせよ、中央政府と基礎自治体の関係性に焦点をあてたもの(例えば、Eaton, K. 2004. *Politics beyond the Capital*. Stanford U. P. O'Neill, K. 2005. *Decentralizing the State: Elections, Parties, and Local Power in the Andes*. Cambridge U. P. 秋月謙吾・南京兌編、2016『地方分権の国際比較』慈学社)が多い。そのため、これらの研究では基礎自治体だけではなく、県規模の広域自治体、道規模の広域自治体といった多様なレベルの政府に対する権限と財源の移譲という視点が欠けている。したがって、本研究はこうした問題を克服するために、次の二つを研究期間内の達成目標として掲げた。

問 1 に関して、政治的分権・財政的分権・行政的分権が短期間のうちにワンセットとして実現した諸国(軍部による権威主義体制を経験した南米諸国、韓国、フィリピン)と、そうではない国(日本、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、フランス)に分ける。その上で、研究対象国の権力関係を測定(後述)し、順序理論を踏まえて諸国の変化度の違いを解明する。

問 2 に関して、研究対象国を三層制(日本、韓国、チリといった単一主権国家)と、四層制(アメリカ、ドイツ、カナダといった連邦制国家およびフランス)の国に分ける。その上で、中央政府がどのレベルの政府(基礎自治体なのか県規模の広域自治体なのか、あるいは道・州規模の広域自治体なのか)に権限移譲したのかを明らかにし、その理由を解明する。

## 2. 研究の目的

以上のような研究背景から研究プロジェクトを開始したが、研究開始初年度に研究分担者の予期せぬプロジェクトからの離脱が生じ、プロジェクトの再構成を迫られた。そのため、離脱した分担者の担当国を研究計画から外し、研究計画を見直した結果、問 2 に関心を集中させることとした。それによって、二つの要素から構成されるプロジェクトが単一の焦点を持つこととなり、プロジェクトの目的が明確化された。具体的には、先行研究では十分にとらえられてこなかった中間政府への権限移譲が持つ複雑性を解明することとした。

中間政府への権限移譲は基礎自治体から見れば、上位政府への権限移譲を意味する。基礎自治体からすれば、中央政府が権限を持っているように、中間レベル政府が権限を持っているように、いずれにせよ上位政府が権限を持っているという点で変わりはない。この点について、Heinelt と Bertrana らは、ヨーロッパにおいて中間政府に権限が移譲されていることを指摘する(Heinelt and Bertrana (eds.) 2014)。しかし、彼らの研究は、ヨーロッパ諸国に対象が限定されており、より広くヨーロッパ以外の国に分析対象を拡張する必要がある。

そこで、中間政府に焦点を当て、中央政府と中間政府との政府間関係がどのようなものであるのかについて、ヨーロッパ、北南米、オセアニア、アジアの8か国(イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、カナダ、チリ、オーストラリア、日本)の比較研究から検討を加えた。これらの国々では、中間政府への権限移譲が進んでいるのだろうか。もしくは、中間政府の権限は他のレベルの政府に移譲されているのだろうか。

中央政府への権限移譲について、本書では先行研究の視点を取り入れ、地方分権を政治的分権、行政的分権、財政的分権という三つの視点から検討する。ここで簡単に定義すると、政治的分権とは、地方政府首長に公選制を採用するなど地方政府の民主的正統性を高める動きである。次に行政的分権とは、行政事務権限を地方政府へと移譲する動きを指す。最後に、財政的

分権化とは、税源移譲など地方の財政的自律性を高める動きを意味する。これらの三つの視点から、中間政府に焦点を当て、6か国における政府間関係の現状をそれぞれ検討した。

### 3. 研究の方法

分析の中では、8か国を連邦制国家と単一制国家に分け、議論を進める。まず、連邦制国家の特徴は、中間政府（州）が主権を持っていることである。このような特徴を持つ連邦制国家においては、中間政府の権限や財源を変更するためには、憲法改正などの大規模な制度改革が必要になる。このことは、連邦制国家において、分権化を含めた地方制度改革が生じにくいことを示唆する。それを踏まえ、まず世界で地方分権化が進展しているとされる中で、連邦制国家においても制度変化が生じているのかどうかを検討した。

次に、単一制国家では、中央政府が主権を持ち、中間政府も含めた地方政府の制度設計は中央政府が行う。そのため、連邦制国家とは異なり、地方制度改革に憲法改正などが必要ではなく、法改正を通じた制度改革が行われる。これらの単一制国家では、地方分権化の流れの中で中間政府の役割拡大が観察される。

このように、連邦制国家と単一制国家では、中間政府をめぐる制度改革や、中央政府との政府間関係が大きく異なる。その中で、連邦制、単一制それぞれの地方制度において、どのようなバリエーションが存在するのかを明らかにする。

### 4. 研究成果

本研究プロジェクトの最終的な研究成果として、秋月謙吾・城戸英樹（編）『政府間関係の多国間比較』（2021年、慈学社）を刊行した（諸般の事情から、アメリカ、オーストラリア、日本については、この書籍には収録できなかった）。ここでは、本プロジェクトの成果としてその概要を述べる。

今回の共同研究の成果を通覧して、印象深いのが各国において活発な政府間の権力ゲームが展開されていることである。

カナダにおいては、州と連邦という政府間レベルの間での政治家のキャリアパスの交錯が見られることがわかった。まず、州から連邦への移動が、連邦から州への移動を数としては上回っている。また、州での当選回数がそれほど多くないうちに連邦へと転身している。つまり、政治家が地方政府をステップにして、中央政府へと移動している。カナダは分権的で州が強い国家であるとされているが、それでも連邦政府の方が政治家には魅力的であり、州から連邦へと移動する。3人の州首相経験者が連邦議員へと転身していることも、この見方を補強する。党派性についてみると、特定の政党の政治家がより多く移動するわけではない。つまり、NDPやケベック連合のように、連邦と州の政党組織が共通の政党で、より多くの移動が行われているわけではない。また、保守党のように全く連邦州間の政党組織のリンクがないとされる政党でも政府レベルを超えた移動が起こっており、政治家候補のリクルートの手段として、政党が機能している。また、連邦政府の政権交代期に、州から連邦への移動がより多く生じている。これは、新人議員の供給源として、州議会議員が機能している可能性を示している。最後に、政治家の経歴については、連邦への移動、州への移動いずれもにおいて、移動後に大臣や州首相を経験した政治家が存在している。特に、州への移動では、州大臣だけではなく、州首相にまで上り詰めた政治家が一定数存在している。これは、政治家の昇進目標が一定程度達成されることを示唆している。

次に、ドイツにおける制度改革は、今世紀に入って3次にわたり行われた。第1次連邦制改革の内容としては、連邦法全体に占める連邦参議院の同意法の割合を減少させることで、立法権における効率性と効果性の確立と連邦と州の間での所掌範囲の明確化。連邦から州への所掌事務の移譲。例えば「集会の自由」を規制する「集会法」の制定権、介護施設等の規制権が州の所掌範囲となった。教育については、州の所掌範囲であることが明確化される一方で、大学運営の負担軽減のために科学研究に連邦が参画できるようになった。環境保護については、連邦が環境法体系を構築する一方で、州にもその法体系から部分的に逸脱する権限が付与された。公務員制度について、州が独自に公務員法および俸給体系を構築できることになった。第2次連邦制改革の主たる目的は財政改革であり、2011年度予算から連邦・州共同債務規制が導入されることとなった。第3次連邦制改革は、現状の連邦から州への交付額を2020年から増額し、連邦は税務や学校インフラ投資等についてより多くの権限を有することとなる。2021年からは高速道路の計画、建設、運営をワンストップで束ねる連邦主体の新たなインフラ事業体を設立した。連邦全域を対象とするオンライン・ポータルを創設し、市民にとってあらゆるレベルの行政サービスへアクセス可能なワンストップ窓口を実現した。こうした一連の諸改革はおしなべて連邦と州の間の綿密な交渉のうえで、双方の合意に基づいて行われている点がドイツの重要な特徴である。

第三に、連合王国では、過去数百年に渡って、イングランドと他のUK諸民族が葛藤と連合を繰り返した末に出来上がった結合体としての国家である。連合王国全域において行政による標準化（administrative standardisation）が進む一方、一定の諸事項に関しては「行政上の差異化（administrative differentiation）」が許容されてきた。こうした差異化は、1997年までは、UK

中央政府におけるスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地域を担当する内閣レベルの政策執行担当省庁の設置という形で具体化されてきた。権限移譲とは、こうした地域担当省庁が従来担っていた行政機能・行政権限の大半を、新しい選挙プロセスによって形成される地域議会に移そうという改革である。こうして形成された地域政府は次第に制度的な定着を見るようになった。

さらに2015年、ここ数百年において初めてイングランド地域を独自の政治単位として制度的に扱うイングランド独自立法制度（EVEL）が庶民院において導入された。すなわちイングランドのみに関する事項については、非イングランド地域選出の議員に投票権を与えないという制度である。これを主導した保守党はイングランド地域を独自の選挙母体と認識し、SNPに率いられるスコットランドに対抗して、イングランド人の支持を訴える選挙戦略を展開し、「イングランド人のイングランド」を政治的に浮上させたのであった。

次に、チリは、南米においても最も集権的な構造をもつ国家である。政党構造や選挙戦略といった先行研究で明らかにされてきた分権化要因からはもっともその制度変化が実現しがたい事例であるにもかかわらず、チリの広域自治体レベルの政治的分権化は、分権化を推進する社会アクターの継続的口ビ活動、大統領の政策選好と、与野党両陣営を含めた幅広い国会議員の政策支持という3つの条件がすべてそろったことによって可能となった。1990年の民主化以降、政治と財政分野も含む地方分権が少しずつ進められてきたが、そのスピードは非常に緩慢であった。民主化後も、州政府のトップである監督官は大統領による任命制が維持された。1992年には市議・市長の公選制が導入され、州議会議員は州内の市長市議から互選されるしくみが採用された。その後、州議会議員の選出方法が公選制に改正されたのは2009年になってからのことで、実際に選挙が行われたのは、2013年であった。州知事公選制の導入についても、2016年に基本法が成立し、初の州知事選挙が、2021年4月に予定されている。

最後に、フランスにおけるメトロポールとは、県と市町村のあいだの枠組みのなかで設けられており、直接選挙で選出される議会、課税権を持ち、市町村間の広域連携組織である大都市制度である。その権限は、1)開発及び経済・社会・文化政策 2)都市空間・インフラ整備 3)地域の住宅政策 4)まちづくり政策 5)上下水道、消防、救急等集約的サービスの管理 6)住環境政策など多岐にわたる。

県からはスクールバス、県道管理の権限を、また市町村からは市道、土地使用に関する許可、管理について、移譲された。また国との協定に基づき、大規模施設の管理の権限も、移譲されることも可能なのである。メトロポールは、国と州とのあいだで結ばれる地域開発計画である「国・州間計画契約」の交渉にも参加できる。またメトロポールへと移行すれば、県、州といった他の自治体層との協定に応じて、観光、道路、住宅、若年者層支援など、権限を移譲されることも可能である。このように、都市は、メトロポールに移行することによって多くの権限を獲得することができる。

州の再編・統合を経て、州の権限が増すなか、州に対して地域としての存在感を示し、都市運営の決定権を確保するためには、メトロポールに移行することが望ましいと考える都市は、メトロポールへの移行を目指すことになり、結果として当初の想定よりも多数のメトロポールが生まれることになった。

このように、各国において行われている政府間関係のゲームは活発なものであり、国内政治の政府間関係化、すなわち国内政治を理解するうえで政府間関係を理解することが必須であるというような状況を呈しつつあるといえる。

## 中間政府の役割の増大

各国の事例を通覧して、ほぼ共通してみられる大きな特徴が、中央政府と地方政府の間に位置する広域地方政府（以下、中間政府）の役割や存在意義が大きくなっているという事である。カナダにおいては、政治家のキャリアパスにおいて連邦を構成する州が連邦との間の架け橋となっていることが確認された。政党の組織が分断されているという悪条件にもかかわらずこうした現象が起こっていること自体が興味深い、その結果として連邦と州の政治家たちの間で共通の理解や認識が広がる可能性を示唆している。

ドイツにおいては、成熟した連邦制のもとにおいて、制度改革の進展はおしなべて連邦政府と16州政府との合意形成を前提としている。このような形ではじめて、ドイツにおける制度発展の過程は、段階的にはあるが着実に進行していると言えるのである。連邦政府のリーダーシップもまた、こうした「足腰の強い」分権的な体制に支えられて発揮されているのである。

連合王国においては、権限移譲によって発足し、制度的に安定しつつある少数派地域（スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）における地域政府の存在感が増大している。さらに、地域政府を持たないイングランドにおいても政治意識としての「イングランド人のイングランド」を生み出す元ともみられるEVELが登場し、新たな局面を迎えつつある。これが今すぐにイングランド地域政府の設立につながるかどうかはわからないが、将来そのような動きが起これば、国と自治体の2層からなる、とされてきた連合王国の基本構造は変化を迎えることになり、新たな中間政府のシステムが完成する。

チリにおいては、中央集権的な国家体制の風穴をあけるべく分権化がスタートし、その焦点となったのは州知事の公選化であった。今後展開されるであろう選挙政治とそれをエネルギー

源とした政府間関係のゲームにおいて州が果たすことになる役割が注目される。

フランスにおけるメトロポールは、全国的に展開される網羅的なものではないが、都市の利益を反映した中間政府層の再編成の一つの表れとみることができる。メトロポールは創設当初から、都市運営に関する高い行財政能力を持つことが望まれ、それに基づいて、各地で戦略的な都市計画、地域計画の立案、実施を可能とする存在であった。メトロポールは都市に関する権限を持つこと、それに関係する権限を、他の自治体層や国から移譲される対象として誕生し、制度の改正が重ねられている。

こうした中間政府の存在感の増大をどのように解釈することができるか。それは、政府間関係のゲームの活発化に伴って、中央政府と地方政府のインターフェースとなるいわば結節点としての中間政府の機能が求められているということではないかと考える。中央政府と地方政府が渡り合うという局面において、地方の代表として直接それにあたる中間政府により大きな役割を認めざるをえなくなるということである。

もとより、連邦制の諸国においては、連邦を構成する単位(多くの場合は州)により大きな権限が与えられているとされる。それは、古典的な言い方をすれば主権の分有であり、ドイツの同意法に代表される州の連邦立法への承認権であったり、憲法改正手続きへの直接的参加であったりする。しかし、単一国家においても中間政府の役割が増大し続けるならば、連邦制国家と単一国家の差異は相対的なものとなるのかもしれない。たとえば連合王国における EVEL が今後イングランド地域政府へと発展していくと仮にするならば、それは連合王国が連邦化したこととなるのであろうか。あるいは、連邦制国家と単一国家ではなく、たとえばカナダのケベック、連合王国のスコットランドのように国家を構成する地域の独立離脱がプログラム化されている国家と、アメリカのように(南北戦争以来)それを許容しない国家の間であらたな分類が必要となるのであろうか。

このように、本研究プロジェクトによって、各国の中間政府を巡る権限移譲の実態が明らかになった。一方で、そのような権限移譲によって、公共政策などにどのような変化が生じたのかを解明するという新たな課題が浮かび上がってきた。また、中央地方関係の類型についても今後検討する必要がある。本研究プロジェクトを進展させ、今後の研究においてこれらの課題を解決したい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件）

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>Hideki Kido   | 4. 巻<br>-           |
| 2. 論文標題<br>Local Fiscal Reforms and Municipal Amalgamations in the 2000s in Japan     | 5. 発行年<br>2018年     |
| 3. 雑誌名<br>Global Encyclopedia of Public Administration, Public Policy, and Governance | 6. 最初と最後の頁<br>1-8   |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>有          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>該当する        |
| 1. 著者名<br>玉井 亮子   | 4. 巻<br>第9号         |
| 2. 論文標題<br>フランス地方公務員上級幹部職研修システムに関する一考察  | 5. 発行年<br>2017年     |
| 3. 雑誌名<br>京都府立大学学術報告. 公共政策  | 6. 最初と最後の頁<br>17-38 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-           |
| 1. 著者名<br>Ryoko Tamai   | 4. 巻<br>第11号        |
| 2. 論文標題<br>Institutional arrangements and its effects in French urban policy          | 5. 発行年<br>2019年     |
| 3. 雑誌名<br>京都府立大学学術報告. 公共政策  | 6. 最初と最後の頁<br>1-21  |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-           |
| 1. 著者名<br>玉井 亮子   | 4. 巻<br>第14号        |
| 2. 論文標題<br>フランス地方公務員の定員管理とその数の推移  | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>日仏政治研究  | 6. 最初と最後の頁<br>1-12  |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>有          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-           |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>加藤 雅俊  | 4. 巻<br>29 (3)        |
| 2. 論文標題<br>長崎県諫早市・雲仙市域における地域活性化の可能性と課題 大規模公共事業と市町村合併を越えて | 5. 発行年<br>2021年       |
| 3. 雑誌名<br>横浜法学   | 6. 最初と最後の頁<br>517-560 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし                           | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                   | 国際共著<br>-             |

〔学会発表〕 計10件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 7件)

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>玉井 亮子                       |
| 2. 発表標題<br>フランス地方公務員上級幹部職をめぐる人材獲得・育成戦略 |
| 3. 学会等名<br>日本行政学会                      |
| 4. 発表年<br>2018年                        |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>Ryoko Tamai  |
| 2. 発表標題<br>The Metropole era: French urban policy and its effects |
| 3. 学会等名<br>Canadian Political Science Association (国際学会)          |
| 4. 発表年<br>2019年   |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>Ritsuko Funaki   |
| 2. 発表標題<br>Indigenous people's choice on the referendum on indigenous autonomy in Bolivia |
| 3. 学会等名<br>Latin American Studies Association Annual Congress (国際学会)                      |
| 4. 発表年<br>2017年   |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>舟木 律子                                  |
| 2. 発表標題<br>チリにおける分権化の順序と権力変化 州知事公選制導入の政治過程に焦点を当てて |
| 3. 学会等名<br>ラテン・アメリカ政経学会                           |
| 4. 発表年<br>2018年                                   |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Ritsuko Funaki  |
| 2. 発表標題<br>The Long Awaited Advancement of the Most Delayed Decentralization Process in South America: The Causes and Sequence of Law No. 20990, Elections for Regional Governors in Chile |
| 3. 学会等名<br>Canadian Political Science Association (国際学会)   |
| 4. 発表年<br>2019年  |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>加藤 雅俊                                |
| 2. 発表標題<br>現代政治学におけるメタ理論の必要性 - 批判的実在論が問いかけるもの - |
| 3. 学会等名<br>日本政治学会                               |
| 4. 発表年<br>2017年                                 |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Masatoshi Kato  |
| 2. 発表標題<br>"The Political Effects of State Rescaling in Australia and Japan: A Comparative Analysis" |
| 3. 学会等名<br>Canadian Political Science Association (国際学会)   |
| 4. 発表年<br>2019年  |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Hideki Kido   |
| 2. 発表標題<br>Welfare Magnets?: Political Factors on Welfare Expenditure at Municipalities in Japan |
| 3. 学会等名<br>European Consortium for Political Research (国際学会)                                     |
| 4. 発表年<br>2017年  |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Hideki Kido   |
| 2. 発表標題<br>Decentralization and Public Services at Municipalities: Autonomy of Japanese Municipalities |
| 3. 学会等名<br>International Political Science Association (国際学会)  |
| 4. 発表年<br>2018年  |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Hideki Kido   |
| 2. 発表標題<br>Divided, Yet Connected? Political Career Paths within Divided Party Organizations in Canada |
| 3. 学会等名<br>Canadian Political Science Association (国際学会)   |
| 4. 発表年<br>2019年  |

〔図書〕 計1件

|                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>秋月謙吾・城戸英樹(編)             | 4. 発行年<br>2021年 |
| 2. 出版社<br>慈学社出版                    | 5. 総ページ数<br>169 |
| 3. 書名<br>政府間関係の多国間比較－中間政府への権限移譲の実態 |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

## 6. 研究組織

|       | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号)               | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号)              | 備考 |
|-------|---|------------------------------------|----|
| 研究分担者 | 真淵 勝<br>(Mabuchi Masaru)<br>(70165934)  | 立命館大学・政策科学部・教授<br><br>(34315)      |    |
| 研究分担者 | 玉井 亮子<br>(Tamai Ryoko)<br>(10621740)    | 京都府立大学・公共政策学部・准教授<br><br>(24302)   |    |
| 研究分担者 | 舟木 律子<br>(Funaki Ritsuko)<br>(20580054) | 中央大学・商学部・准教授<br><br>(32641)        |    |
| 研究分担者 | 寺迫 剛<br>(Terasako Go)<br>(20773998)     | 淑徳大学・コミュニティ政策学部・その他<br><br>(32501) |    |
| 研究分担者 | 加藤 雅俊<br>(Kato Masatoshi)<br>(10543514) | 立命館大学・産業社会学部・准教授<br><br>(34315)    |    |
| 研究分担者 | 永戸 力<br>(Nagato Chikara)<br>(60410768)  | 愛知大学・法学部・准教授<br><br>(33901)        |    |
| 研究分担者 | 城戸 英樹<br>(Kido Hideki)<br>(30582358)    | 京都女子大学・現代社会学部・准教授<br><br>(34305)   |    |
| 研究分担者 | 南 京兌<br>(Nam Kyonte)<br>(50432406)      | 京都大学・法学研究科・准教授<br><br>(14301)      |    |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|